

虹色訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 ハーモニーリンク株式会社が開設する虹色訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認められた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 虹色訪問看護ステーション
- ② 所在地 愛知郡東郷町大字春木字涼松 185-9 B棟

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	0名	1名	0名	0名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名	1名	3名	0名	うち1人管理者と兼務
	准看護師	0名	0名	0名	0名	
理学療法士		0名	0名	0名	0名	
作業療法士		0名	0名	1名	0名	
言語聴覚士		0名	0名	1名	0名	
事務職員		0名	0名	2名	0名	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 100円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 200円

3 死後の処置料は、12,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、東郷町、日進市、長久手市、豊明市、みよし市、刈谷市(井ヶ谷町)、豊田市(千足町)、名古屋市(名東区・天白区・緑区)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
- ② 継続研修 年3回以上
- ③ 虐待防止に関する研修 年1回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密をほじするべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はハーモニーリンク株式会社虹色訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会年1回開催、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待の防止のための研修会を年1回実施する。
- ④ 上記①から③までの適切に実施するための担当者を置く事とする。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該職員または利用者の家族等高齢者を現に擁護する者等による虐待を

受けたとと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

- 第12条 事業継続計画(BCP)にあたって、感染症や災害等が発生した場合、利用者が継続して訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス提供が受けられるよう、業務継続計画に従い事業を行う。
- 2 利用者様第一の観点から、弊社職員等が不慮の事故等により、出勤が出来ない場合または、近隣の他事業所職員等が同様な場合で、近隣の他事業所の利用者様が緊急かつサービスの提供が不可欠な場合に限り、事前に訪問看護及び介護予防訪問看護サービス提供の承諾書を交わした利用者様と、その主治医の指示書をもってサービスの提供を行うことが可能とする旨の契約書を事前に交わすこととする。
 - 3 事業継続計画(BCP)の推進及び維持を行うため、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第13条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または、自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者または、そのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求めまたは、当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村がお行う調査に協力するとともに、市町村から指導または、助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは、指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
 - 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援にかんして国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

- 第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等を定期的で開催し、その対策を協議、対応指針等を作成、研修会や訓練の実施を行い、感染防止対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成 27 年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、平成 29 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、平成 30 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、平成 30 年9月1日から改訂する。

附 則

この規程は、令和 2 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、令和 3 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、令和 4 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、令和 5 年6月1日から改訂する。

附 則

この規程は、令和 6 年4月1日から改訂する。